

子育てのための施設等利用給付認定のしおり

～幼稚園、認定こども園（教育）を利用している方、その他教育・保育施設を利用する方～

預かり保育、一時預かり等を利用している方の案内のしおりです。

子どものための教育・保育給付を受ける場合は、「令和2年度 幼稚園等入所申込みのしおり～幼稚園、認定こども園（教育）を利用したい方～」または、「令和2年度 保育所等入所申込みのしおり～保育所、認定こども園（保育）、地域型保育を利用したい方～」をご覧ください。



預かり保育などで無償化の対象となるためには、五所川原市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。このしおりをご覧ください。所定の手続きを行ってください。

※文中語句についての説明

- ・子どものための教育・保育給付1・2・3号認定（子ども・子育て支援法第19条）：以下、1・2・3号認定で標記します。
- ・子育てのための施設等利用給付1・2・3号認定（子ども・子育て支援法第30条）：以下、新1・2・3号認定で標記します。

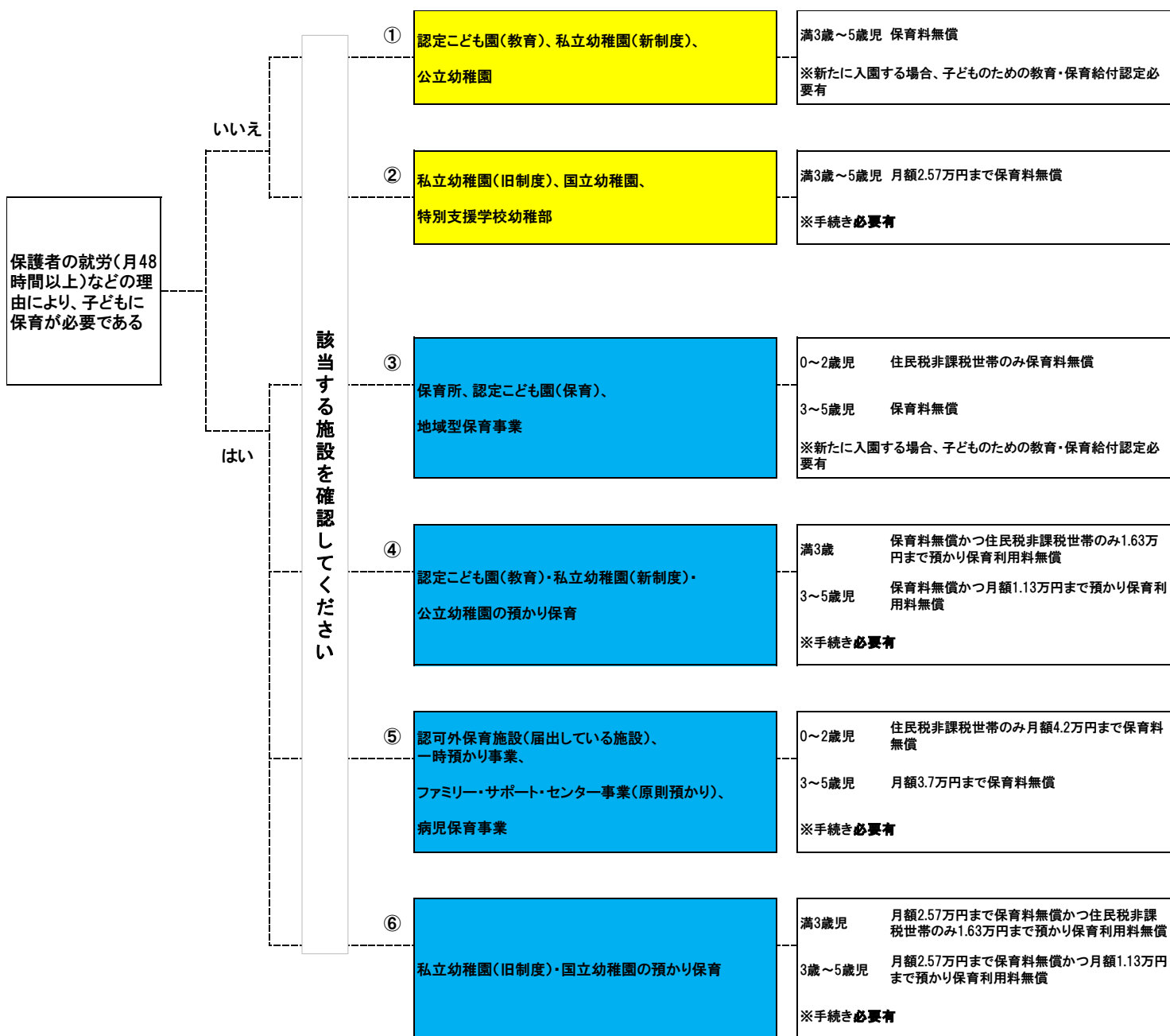
～幼児教育・保育の無償化について～

令和元年10月から3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子供たちの利用料が無償化されます。

※0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供たちも対象になります。

対象の方は、次ページ以降に従って手続きを行ってください。

対象かの判断は、下記のフローチャートを参考に確認してください。



※預かり保育は、利用日数に応じて月額の上限額が変わります(450円×利用日数)。

※申請より遡っての認定はできませんのでご注意ください。

～無償化のための手続き～ チャートの番号と内容を参考に下記を参照してください。

- ① **保育所、認定こども園（保育）、地域型保育事業、幼稚園（新制度または公立）、認定こども園（教育）**
③ **（※幼稚園、認定こども園（教育）においては、保育を必要としない場合）**

この場合は、「平成31年度 幼稚園等入所申込みのしおり～幼稚園、認定こども園（教育）を利用したい方～」または、「平成31年度 保育所等入所申込みのしおり～保育所、認定こども園（保育）、地域型保育を利用したい方～」をご覧ください。

- ② **幼稚園（旧制度または国立）、特別支援学校幼稚部（※各施設において、預かり保育をしない場合）**

1 新1号認定を申請

利用日の前日までに子育てのための施設等利用給付認定を申請する。（施設経由）

■必要な書類

- ①施設等利用給付認定申請書（法第30条4第1号）
②場合により、所得課税証明書（父母（祖父母）の分）

※マイナンバーの記載、マイナンバーの確認、免許証等の本人確認書類がある場合、省略することができる場合があります。

2 認定の通知（施設等利用給付認定通知書）

3 保育料無償化

※保育料は、一旦支払っていただき、償還払いとの形となります。

※無償化には、利用前の申請が必要です。

※五所川原市には、対象の施設はありません。

- ④ **幼稚園（新制度または公立）、認定こども園（教育）の預かり保育、**
⑥ **幼稚園（旧制度または国立）、特別支援学校幼稚部（※預かり保育併用）**

1 条件の確認

3～5歳児（平成31年3月31日での年齢）、住民税非課税世帯の満3歳児（当該年度4月2日以降に3歳となる場合）で、保護者が保育を必要とする理由（5ページ参照）がある場合

2 新2・3号認定を申請

利用日の前日までに子育てのための施設等利用給付認定を申請する。（基本的に施設経由）

※幼稚園（新制度または公立）、認定こども園（教育）を新たに利用する、子どものための教育・保育給付認定を変更して利用する場合は、「平成31年度 幼稚園等入所申込みのしおり～幼稚園、認定こども園（教育）を利用したい方～」のしおりも併せて確認し、そちらも申請してください。

■必要な書類

- ①施設等利用給付認定申請書（法第 30 条4第2号、第3号）
- ②「就労証明書」または「就労証明書を提出できない理由」の書面
※提出対象者・・・父母（60 歳未満の祖父母と同居している場合、祖父母も提出が必要です。）
- ③場合により、所得課税証明書（父母（祖父母）の分）
※マイナンバーの記載、マイナンバーの確認、免許証等の本人確認書類がある場合、省略することができる場合があります。

3 認定の通知（施設等利用給付認定通知書）

4 保育料無償化

※保育料は、一旦支払っていただき、償還払いとの形となります。
※無償化には、利用前の申請が必要です。

⑥ 認可外保育施設（届出している施設）、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業（原則預かり）、病児保育事業

1 条件の確認

3～5 歳児（平成31年3月31日での年齢）、住民税非課税世帯の0～2歳児（平成31年3月31日での年齢）で、保育所・認定こども園等を利用できず、保護者が保育を必要とする理由（5ページ参照）がある場合

2 新2・3号認定を申請

利用日の前日までに子育てのための施設等利用給付認定を申請する。（市へ直接）

■必要な書類

- ①施設等利用給付認定申請書（法第 30 条4第2号、第3号）
- ②「就労証明書」または「就労証明書を提出できない理由」の書面
※提出対象者・・・父母（60 歳未満の祖父母と同居している場合、祖父母も提出が必要です。）
- ③保育所、認定こども園等を利用できない理由を証明できるもの
- ④場合により、所得課税証明書（父母（祖父母）の分）
※マイナンバーの記載、マイナンバーの確認、免許証等の本人確認書類がある場合、省略することができる場合があります。

3 認定の通知（施設等利用給付認定通知書）

4 保育料無償化

※保育料は、一旦支払っていただき、償還払いとの形となります。
※無償化には、利用前の申請が必要です。



～保育を必要とする理由～

フローチャートの④～⑥は、保育を必要とする理由として両親のどちらも（両親と別居している場合には子どもを養育している者）が、次のいずれかの事情に当てはまる場合です。

事由	認定期間	必要なもの	提出書類例
①就労(月 48 時間以上)	就学前（※就労状況によって変動有）	就労証明書	市の様式を使用して証明
②出産予定日の2ヶ月前から出産後2ヶ月にある	産前産後2ヶ月	出産（予定）日がわかるもの	母子健康手帳（表紙と出産予定日がわかるページ）のコピー
③疾病、負傷、心身障害	就学前	病名や負傷箇所、現在の状況、障害の状況等がわかるもの	診断書、身体障害者手帳のコピー等
④同居または長期入院中の親族の介護・看護	就学前	親族の状況がわかるもの	診断書、介護の認定結果通知書、介護保険被保険者証のコピー
⑤災害復旧	就学前	状況のわかる証明書等	罹災証明書等
⑥求職活動（起業準備含む）	3ヶ月※	求職活動中であるとわかるもの	ハローワークカードのコピー等
⑦就学（職業訓練校等における職業訓練含む）	卒業・修了予定日の月末	学校名と就学期間がわかるもの	入学決定通知、学生証等のコピー
⑧虐待やDVの恐れがある	就学前	市へ相談してください	
⑨申請する子どもの弟・妹の育児休業中	育児休業期間の月末	就労証明書	市の様式を使用し、育休期間を証明
⑩申請する子どもの弟・妹の保育	保育対象となる弟・妹が1歳になる日の月末		
⑪その他上記に類する状態として市長が認める場合	市の判断		

※⑥の求職を理由とする場合は、有効期間が原則3ヶ月（状況に応じて3ヶ月の延長は可能）となります。

ただし、求職活動による認定期間は最長6ヶ月までとなり、以降は退所となりますのでご注意ください。

※②～⑪は、就労証明書を提出できない理由の書面（市様式）を併せて記入していただきます。

～その他～

子育てのための施設等利用給付認定の申請受付期間	利用日の前日までに申請してください。 ※申請日よりさかのぼっての認定はできませんのでご注意ください。
受付場所・時間 (市へ提出の場合)	・子育て支援課窓口、金木総合支所総合窓口、市浦総合支所総合窓口 ・8時30分～17時15分 ※土、日、祝日、年末年始を除く ※内容によって、提出先が異なります。しおりを確認の上、提出してください。
お問い合わせ先	住 所：〒037-8686 五所川原市字布屋町41番地1 五所川原市福祉部子育て支援課保育係 電話番号：0173-35-2111 内線2482・2484・2487 五所川原市ホームページ：「幼児教育・保育無償化について」 http://www.city.goshogawara.lg.jp/kenkou/fukushi/hoikuryoumushouka2019.html

分からないことがありましたら、
お問い合わせください。

